

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要について

平成24年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について、所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 自動車取得税及び自動車税に係る課税の特例に関する細目

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車取得税及び自動車税に関する特例措置について、対象となる自動車の細目等を定める。

(2) 不動産取得税及び固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

新関西国際空港株式会社が一定の事業の用に供する資産に係る不動産取得税及び固定資産税に関する特例措置について、対象となる資産の細目等を定める。

3 施行期日

平成24年4月1日